

感染兆候・症状：発熱、倦怠感、筋肉痛、咳嗽、鼻汁、咽頭痛

とるべき
行動1

登校せずに、欠席する。（欠席連絡）

①②へ連絡

★欠席の連絡（医学部）②学生健康管理室 gakuseikenkan.cj@twmu.ac.jp
①医学部学務課：平日9時以降電話で
（代表）03-3353-8112 内線 31121～31125（直通）03-3353-8120
（メールアドレス）mgakumu.bm@twmu.ac.jp

とるべき
行動2

発症した翌日に医療機関受診

本院総合診療科あるいはかかりつけ医、近医を受診し、診療した医師の判断による検査を実施する。

COVID-19診断

インフルエンザ

その他出席停止扱いとなる疾病

その他の診断
感冒、発熱、
アレルギー

<https://forms.gle/wFxeSJVurEVTqpNA>
へ申請

発症日を0日でその後5日間かつ解熱後2日間は出席停止。期間終了後登校可。登校後2日間はN95マスク装着（本学独自基準）

原因に準じた出席停止期間終了後登校可

学生便覧の学校感染症と出席停止の基準参照

症状軽快後登校可

症状軽快とは。解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。

とるべき
行動3

医療機関受診後の結果を学生健康管理室へ報告する。登校の条件を確認する。

学業に関することは学務課へ問い合わせてください。

とるべき
行動4

登校後通学許可診断書を発行→学生健康管理室で受け取り学務課へ欠席届に添付して提出する。感染兆候での欠席は出席停止扱いとなる。（ただし学生健康管理室への報告要）

同居家族に感染兆候がある場合

学生は自身の健康確認をしながら登校する。症状出現時に上記対応をする。

家族等の同居人（または密な関係にある人）がCOVID-19と診断された場合

家庭内で感染対策を開始し、開始後5日間は装着するマスクはN95マスクとする。

N95マスク装着で体調不良となる場合は自宅学習も可とする。

発症の可能性を考慮して、3密状況や会食の場を避ける。

検査は不要だが、症状出現時には、上記の受診対応をする。

N95マスクは学生健康管理室でお渡しします。

家庭内での感染対策：日常生活で可能な範囲でのマスク着用。物資共用を避けて、手洗い励行